

「高浜原発再稼働仮処分判決」

2015年04月17日

ドキュメンタリー映画「日本と原発」を作った弁護士の河合弘之氏が岩波書店の月刊誌『世界』に「法廷で再稼働を食い止める 日米原子力協定は脱原発の壁か」と題して寄稿している。河合氏は副題にあるように、日米原子力協定があるから脱原発はできないと考える人がいるが、この協定は核拡散の防止と実効性の確保を決めたもので、原発を継続するように定めたものではないと書いている。この論文の中で、福井地裁で行われた高浜原発再稼働差し止めを申し立てた仮処分訴訟の法廷での出来事を書いている。裁判長の審議の取り扱いから、関西電力は敗訴必至と見たらしい。関西電力の代理人は緊張した面持ちで「裁判官を忌避します」と叫んだ。樋口英明裁判長は顔色一つ変えず「では閉廷します」と立ち上がった後、振り返り、代理人に「忌避理由書を三日以内に出してください」と言って退廷した。「忌避」は裁判官が明らかに不公平であった時、裁判から外すという制度で、日本の裁判史上1、2件しか実例がない。熾烈な裁判闘争において、弱者側もしくは権力に挑む側が用いる絶望的な闘争手段である。それを超巨大企業で、政治権力に近い関西電力が使ったことは空前のことであると書いている。もちろん「忌避」は棄却された。

この福井地裁の裁判で14日、樋口裁判長は「高浜原発再稼働を認めず」という判決を出した。この決定はすぐに効力を持つから原発を稼働できない。樋口裁判長は、昨年5月の大飯原発差し止め訴訟で、憲法13条、25条から幸福追求の人格権、生存権などを根拠にして「原発の運転禁止」の歴史的判決を出した。推進派は電力の安定供給、経済という物差し、温暖化対策などを口実に原発の稼働を訴えているが、「豊かな国土と、そこに国民が根を下ろして生活をしていることが国富で、これを取り戻せなくなることが国富の喪失となる」と指摘した。今回の判決でも、再稼働禁止の理由を① 想定を超える地震が来ないとの根拠は乏しく、冷却機能喪失による重大事故が生じうる。② 使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む対策が取られていない。③ 原子力規制委員会の新規制基準は合理性を欠き、安全性が確保されていない。④ 原発運転により、住民の人格権が侵害される具体的な危険がある、と述べている。「世界で最も厳しい」と自負する原子力規制委員会の新規制基準も想定外の地震が起こった時、対応できない。関西電力は3.11の福島原発事故後、高浜原発の基準地震動を370ガルから700ガルに引き上げた。しかし、岩手・宮城内陸地震では、一桁違う4,022ガルを観測している。自然災害は人知を超えることがある。事故が起こると、取り返しのつかない広範な被害を及ぼし、国民生活は破綻しかねない。

河合弁護士が『世界』で「法廷で再稼働を食い止める」と書いている通り、食い止めることができた。そして、判決後「大飯判決がさらに進化した。原発再稼働を止めるため最大の武器になる」とコメントをしている。支援者たちは「司法が代弁してくれた」と喜び合い、殊に、福島原発事故によって、故郷を奪われた人々からは「再稼働したら、私たちがこんな目に遭った意味がない」と、今回の判決を歓迎する声を上げている。

関西電力は不服として執行停止を申し立てる方針らしい。菅義偉官房長官も「国は当事者ではない」と言いつつ、「(再稼働を) 粛々と進めていきたい」と「上から目線」と批判された「粛々と」のフレーズを進める意向を示している。本訴訟に持ち込み、原告側が負けた場合、稼働が遅れた日数に応じて数億円の損害賠償を請求される恐れがあるという。

多くの裁判が起こされている。直近では22日、注目の鹿児島県の川内原発仮処分判決が出される。命を守る判決を期待したい。